

社会福祉法人東伊豆町社会福祉協議会 会長専決規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東伊豆町社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第27条に定められた会長の専決事項に関し、「日常の業務として理事会が定めるもの」を具体的に定義するものとする。

(専決事項の内容)

第2条 会長が専決できる事項は次ぎのものとする。

- (1) 「事務局長の任免、その他重要な人事」を除く職員の任免
- (2) 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること
- (3) 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が本会に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- (4) 建設工事請負や物品購入等の契約のうち、次のような軽微なもので一件当たりの契約がエに定める金額以下のもの。
ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入
イ 施設・設備の保守管理、物品の修理等
ウ 緊急を要する物品の購入等

エ

契約の種類	金 額
工事又は製造の請負	250万円
食料品・物品の購入	160万円
上記に掲げるもの以外	100万円

- (5) 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- (6) 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄。ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。
- (7) 予算上の予備費の支出
- (8) 利用者の日常の処遇に関すること
- (9) 寄付金の受入れに関する決定。ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(理事会への報告)

第3条 前条により専決した事項は、その後開催する理事会において報告する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年12月18日から施行する。

「第2条第1項第5号」に工事請負等専決上限金額を追加

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

第1条、「第12条第1項」を「第27条」へ変更。

この規程は、平成30年3月19日から施行する。

第2条「(4) 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの」を削除。以下1つずつ繰り上げ。